

答申情第218号
令和8年3月27日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会長 北村 和生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年1月27日付け行コ第21号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

「京都市職員の倫理の保持に関する条例」による届出に係る不存在による非公開決定事案（諮問情第327号）

1 審議会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和6年12月5日に、処分庁（担当部署 行財政局コンプライアンス推進室）に対して、京都市情報公開条例第6条第1項の規定により、「京都市公務員（元公務員を含む）が社会福祉法人●●から供与された金銭（会食費を含む）、物品（贈答品を含む）その他財産上の利益について書かれている「京都市職員の倫理の保持に関する条例」に係る届出 保存年限5年間分（令和元年度から令和5年度まで）の届出及び令和6年4月1日から令和6年12月5日までに届出のあったもの」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年12月19日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

対象期間において、当該文書の提出が無かったため。

(3) 審査請求人は、令和7年1月10日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求める文書は、本市職員が「社会福祉法人●●」から供与された金銭、物品その他財産上の利益について記載されている「京都市職員の倫理の保持に関する条例」に係る関係業者等対応届及び贈与等報告書であると考えます。

本市では、職員の職務に利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）からの接待等の禁止を定めた「京都市職員の倫理の保持に関する条例」を平成12年3月に制定し、同条例に基づいて制定した「京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則」において、接待をはじめとする利害関係者との間での禁止行為等について、具体的に定めている。

職員は、利害関係者から、職務上の必要性に基づいて出席した多数の者が参加するパーティー等で飲食物の提供を受ける場合、職員の飲食代が5,000円を超えるときには、事前に関係業者等対応届を任命権者に届け出なければならないとしており、また、課長級以上の職員は、利害

関係者でない事業者等から1件5,000円を超える贈与等を受けたときは、贈与等報告書で任命権者に報告しなければならないとしている。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

処分庁では、市長部局等（消防局及び交通局、上下水道局、教育委員会を除く。）の職員から関係業者等対応届及び贈与等報告書の提出を受け、これらを提出すべき基因となった事実があった日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存をしている。

本件請求にあたり、審査請求人が求める関係業者等対応届及び贈与等報告書の探索をしたところ、処分庁に提出された関係業者等対応届及び贈与等報告書の中に、審査請求人が求める社会福祉法人●●を相手方としたものは保存されておらず、本件請求に係る文書は保有していない。

また、審査請求人は、審査請求の理由として、本件処分に於いて、令和4年2月に当時の子ども若者はぐくみ局長が収賄容疑で逮捕された事案と同等の調査が為されていない」としているが、本件処分に係る調査とは性質が異なるものであるため、本件処分において同程度の調査を実施する必要はない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

本件処分の取消しを求める。

本件処分において、前子ども若者はぐくみ局長収賄事件に関する調査と同程度の調査が為されていないので、京都市情報公開・個人情報保護審議会にそれを求める。

京都市保健福祉局は社会福祉法人●●に発達障害者支援業務を委託している。しかし京都市発達障害者支援センターかがやきは発達障害者支援法に基づく発達障害者支援を何一つ行っていないので発達障害者支援業務の委託に伴う公金は不正である。

そもそも保健福祉局は発達障害者支援業務を●●に委託するに際し調査も監査も何一つ行っていないので、これでは●●に発達障害者支援を行えるだけの職能があると判断することが出来る訳が無い。

京都市公務員は●●に天下りもしているので保健福祉局は天下り先を確保するために発達障害者支援業務を●●に委託しているのである。

一方で処分庁は本件弁明書に於いて「本件処分に係る調査とは性質が異なるものである」と判断しているが発達障害者支援業務の決裁に関わっている保健福祉局長が現在迄に収賄容疑により逮捕されていない点のみ異なるにせよ、京都市公務員と京都市公務員の天下り先である●●が癒着している点の性質は質的に全く同じである。

処分庁は保健福祉局と●●の癒着に於いて贈収賄に当たる犯罪行為があったのか否かについて検証・点検しなければならない。処分庁が「本件処分において同程度の調査を実施する必要はない。」と判断しているが、これは京都市長による市政方針と明らかに反しているので撤回されなければならない。

そして原処分を取り消した後に処分庁は保健福祉局と●●の癒着に於いて贈収賄に当たる犯罪行為があったのか否かについて京都市長の市政方針に基づいて検証・点検しなければならない。これら

を処分庁のみで行い得ないのであれば前子ども若者はぐくみ局長収賄事件に関する調査と同様に調査委員会を設置して調査を行わなければならない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

京都市では、利害関係者からの接待等の禁止を定めた「京都市職員の倫理の保持に関する条例」と、同条例に基づいて制定した「京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則」において、接待をはじめとする利害関係者との間での禁止行為等について、具体的に定めている。

職員は、利害関係者から、職務上の必要性に基づいて出席した多数の者が参加するパーティー等で飲食物の提供を受ける場合、職員の飲食代が5,000円を超えるときには、事前に関係業者等対応届を、また、課長級以上の職員については、利害関係者でない事業者等から1件5,000円を超える贈与等を受けたときは、贈与等報告書を、任命権者に報告しなければならないと定められている。

審査請求人の求める文書は、同条例及び同規則に基づく、関係業者等対応届及び贈与等報告書である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、審査請求人の指定する令和元年度から令和5年度までと令和6年4月1日から令和6年12月5日までの期間において、関係業者等対応届及び贈与等報告書の提出がなかったため、本件請求に係る文書は存在しないと主張している。

イ 一方、審査請求人は、本件処分の取消しと、保健福祉局と社会福祉法人●●の癒着についての調査を求めている。

ウ 当審議会において処分庁に確認したところ、関係業者等対応届及び贈与等報告書の提出があった場合、これらを提出すべき基因となった事実があった日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存をしているとのことであり、審査請求人が求める社会福祉法人●●を相手方とした、関係業者等対応届及び贈与等報告書が提出されたという事実は認められなかった。

エ よって、本件請求に係る文書を保有していないとの処分庁の説明に特段不合理な点はなく、当審議会としては、処分庁が行った本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、保健福祉局と社会福祉法人●●の癒着に係る調査については、当審議会の所掌事務にあたるものではないため判断しない。

(参 考)

1 審議の経過

令和7年 1月27日 諮問
2月21日 諮問庁からの弁明書の提出
3月24日 審査請求人からの反論書の提出
令和8年 2月25日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第10回会議）
3月27日 審議（令和7年度第11回会議）

※ 京都市情報公開・個人情報保護審議会運営要領第4条第3項の規定に基づき、本件審査請求を取扱う部会を変更した。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）